

太田市災害時言語ボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 太田市（以下「市」という。）は、大規模な災害が発生した場合において、外国人住民等への情報提供及び生活相談その他必要な支援を行うための災害時言語ボランティア（以下「ボランティア」という。）登録と、その運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 ボランティアとして登録しようとする者は、以下の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳及び翻訳ができる者
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で満18歳以上であること
- (3) 日本の国籍を有しない者にあつては、在留資格を有する者

(登録手続)

第3条 ボランティアとして登録を希望する者は、「太田市災害時言語ボランティア登録申込書」（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の申込書の提出があつたときは、申込書の記載事項が第2条の登録要件を満たし、適当と認めたときは、災害時言語ボランティア登録台帳（第2号様式。以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申請者に太田市災害時言語ボランティア登録証（第3号様式）を交付するものとする。

(登録の期間及び継続)

第4条 前条第2項の規定により登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）の登録期間は、登録をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
2 登録者が登録期間を経過してもなお継続して登録しようとするときには、新たに申込書を市長に提出しなければならない。

(登録の変更及び取消し)

第5条 ボランティアは、登録した内容に変更があつたときは、速やかにその旨を災害時言語ボランティア登録変更届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。
2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。
(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
(2) 災害時言語ボランティア辞退届（第5号様式）により登録を辞退する旨の届け出があつたとき。
(3) その他登録者として不適格と認める事由が生じたとき。

(活動)

第6条 ボランティアは、市が太田市地域防災計画に基づいて設置する災害対策本部企画班からの要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 ボランティア活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に設置する相談窓口または避難所等において、外国人住民等の相談に応じること。
- (2) 電話、スカイプ等を利用した通訳、翻訳等による支援業務を行うこと。
- (3) 外国人住民等の安否等被災状況を把握し、その結果を災害対策本部に報告すること。
- (4) エフエム太郎等により外国語等による放送を行い、外国人住民等に対し、避難誘導、情報提供その他必要な支援を行うこと。
- (5) その他災害時における外国人住民等への支援を行うこと。
- (6) 必要な関係団体と連携しながら活動するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、ボランティアは、防災訓練及び研修会等に参加するものとする。

(秘密の保持)

第7条 ボランティアは、ボランティア活動を通じて知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。ボランティアを退いた後も同様とする。

(費用弁償等)

第8条 ボランティアは、市に対して、ボランティア活動に対する報酬及び費用弁償を請求することはできない。

- 2 ボランティアは、市に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることができない。
- 3 活動中の事故等に備え、ボランティアはあらかじめボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。